

2018年5月29日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目18番1号

株式会社 **ジョリーパスタ**

代表取締役社長 田邊 公己

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月13日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2018年6月14日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー30階 ダイヤモンド30
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第47期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.jolly-pasta.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景として緩やかな景気回復基調で推移いたしましたが、一方で東アジアにおける地政学的リスクの増大などによる世界経済の不確実性の高まりにより、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、個人消費は緩やかに持ち直しているものの、食材価格の高騰と人件費の上昇により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社は「パスタならジョリーパスタ」をテーマに、パスタ専門店の魅力をよりお客様へアピール出来るよう、イタリアンの食卓を彩る豊富な品揃えと旬の食材をふんだんに使用した季節メニューの投入、既存商品のブラッシュアップによる商品力の強化及び心のこもった親切なサービス等に取り組んでまいりました。

当事業年度末の店舗数につきましては、ジョリーパスタ業態14店舗の出店、4店舗の退店を行った結果、ジョリーパスタ238店舗、ジョリーオックス1店舗の合計239店舗と、前期末と比較して10店舗増となりました。

売上高につきましては、季節ごとの販促商品の導入やTVCMを始めとしたプロモーションを行い、「もっとおいしく！もっと楽しく！イタリアン！」を合言葉としたブランディングの強化に努めたものの、当事業年度の既存店売上高前年比は99.1%となりました。全社売上高につきましては、新規出店店舗の売上が寄与し、前年比102.2%となりました。

利益面につきましては、原材料価格やアルバイト時給単価の上昇等により、前期比減益となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高183億77百万円（前期比2.2%増）、営業利益9億60百万円（同9.8%減）、経常利益10億1百万円（同9.6%減）、当期純利益5億24百万円（同20.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において当社が実施しました設備投資の総額は6億66百万円であり、そのうち主なものは、店舗の新規出店等4億59百万円であります。

これらに必要な資金は、自己資金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において当社は、主に短期借入金の借り換え資金に充当するため、親会社である株式会社ゼンショーホールディングスから14億円を借り入れております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、緩やかな景気回復基調が期待されるものの、個人消費は不透明な状況であり、労働需給は逼迫した状態が続くと懸念されます。

このような環境の中、当社は、引き続きゼンショーグループのシナジー効果を最大限に活用し、商品クオリティーの向上とお客様へのサービス強化に一層取り組んでまいります。さらに、効果的な販売促進で売上高の拡大を図ると共に、適切なコストコントロールによる利益の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

項 目	第 44 期 (2014. 4. 1 から 2015. 3. 31 まで)	第 45 期 (2015. 4. 1 から 2016. 3. 31 まで)	第 46 期 (2016. 4. 1 から 2017. 3. 31 まで)	第 47 期 (2017. 4. 1 から 2018. 3. 31 まで)
売 上 高	16, 153, 872千円	16, 810, 562千円	17, 985, 724千円	18, 377, 185千円
経 常 利 益	852, 932千円	835, 899千円	1, 108, 345千円	1, 001, 872千円
当 期 純 利 益	565, 909千円	436, 548千円	660, 044千円	524, 227千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	35. 28 円	27. 22 円	41. 15 円	32. 69 円
総 資 産	11, 057, 431千円	10, 734, 409千円	10, 406, 033千円	10, 830, 543千円
純 資 産	5, 252, 572千円	5, 570, 890千円	6, 099, 312千円	6, 480, 141千円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ゼンショーホールディングスであり、同社は当社の株式を10,351千株（議決権比率64.54%）保有いたしております。当社は主として同社を通じて原材料を仕入れております。

原材料の仕入れ等については、価格および取引条件が市場実勢を勘案してほかの取引条件と同等の水準になるよう検討し決定しております。また、資金の借入および資金の貸付の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。さらに、一部の店舗について賃貸借契約を結んでおり、店舗の賃借料および建設協力金については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

当社の取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

洋食メニューを主体とするレストラン事業であります。

(12) 主要な営業所等 (2018年3月31日現在)

本 社	東 京 都 港 区
南 大 井 本 部	東 京 都 品 川 区
大 阪 営 業 所	兵 庫 県 西 宮 市
埼 玉 研 修 セ ン タ ー	埼 玉 県 川 口 市
大 阪 研 修 セ ン タ ー	兵 庫 県 西 宮 市
広 島 研 修 セ ン タ ー	広 島 県 広 島 市

店 舗	
東 北 地 区	4店舗
関 東 地 区	78店舗
東 海 中 京 地 区	15店舗
近 畿 地 区	77店舗
中 四 国 地 区	32店舗
九 州 ・ 沖 縄 地 区	33店舗
合 計	239店舗

(13) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	246名	5名減	40.4歳	16.6年
女 性	34名	4名増	32.5歳	6.4年
合計または平均	280名	1名減	39.5歳	15.3年

(注) 上記従業員のほかにパートタイマー1,666名(1日8時間換算による月平均人数)を雇用しております。

(14) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 ゼ ン シ ョ ー ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,400,000千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2018年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 45,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 16,114,000株 |
| (3) 株主数 | 9,469名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ゼンショーホールディングス	10,351,000株	64.54%
トヨタカローラ山口株式会社	544,340株	3.39%
アサヒビール株式会社	180,000株	1.12%
サントリー酒類株式会社	179,300株	1.12%
ジョリーパスタ社員持株会	139,500株	0.87%
株式会社明治	100,000株	0.62%
株式会社フジマック	88,300株	0.55%
森永乳業株式会社	41,250株	0.26%
福留ハム株式会社	33,000株	0.21%
日本製粉株式会社	22,000株	0.14%

- (注) 1. 当社は、自己株式を75,552株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2018年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
田邊公己	代表取締役社長	
小川一政	取締役	(株)ゼンショーホールディングス 常務取締役 (株)コスジャパン 取締役
堤秀一	取締役	
池田安希子	取締役	(株)コスジャパン 代表取締役社長
濱田康行	取締役	(株)グローバルテールサプライ 取締役
野々垣好子	取締役	
松隈秀光	常勤監査役	
秋山豊宏	監査役	
渡邊豊	監査役	富士興産株式会社 取締役（社外） 監査等委員
秋永信喜	監査役	

- (注) 1. 2017年11月22日開催の臨時株主総会において、新たに田邊公己氏が取締役に選任され就任いたしました。
2. 田邊公己氏は、臨時株主総会後の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。
3. 飯田望氏は、2017年11月22日付で辞任により退任いたしました。退任時の当社における地位担当は代表取締役社長でありました。
4. 小川賢太郎氏は、2018年3月16日付で辞任により退任いたしました。退任時の当社における地位担当は取締役会長でありました。なお、重要な兼職として(株)ゼンショーホールディングス代表取締役会長兼社長、(株)コスジャパン取締役会長を兼職しておりました。
5. 取締役野々垣好子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏は、経理に関する実務経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役野々垣好子氏および監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の状況

当社と社外取締役野々垣好子氏および社外監査役秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

野々垣好子氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

秋山豊宏氏、渡邊豊氏、秋永信喜氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	22,950千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	17,580千円 (7,200千円)
合 計	9名	40,530千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、年額120,000千円以内であります。(1990年6月開催の定時株主総会決議 ただし、使用人分給与は含みません。)
 3. 監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内であります。(1991年6月開催の定時株主総会決議)

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役渡邊豊氏は、富士興産株式会社の取締役(社外)監査等委員であります。なお、当社と富士興産株式会社の間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動の状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	野々垣 好 子	当事業年度開催の取締役会18回中18回出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	秋 山 豊 宏	当事業年度開催の取締役会18回中18回出席し、適宜意見を述べております。また、監査役会6回中6回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	渡 邊 豊	当事業年度開催の取締役会18回中18回出席し、適宜意見を述べております。また、監査役会6回中6回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	秋 永 信 喜	当事業年度開催の取締役会18回中18回出席し、適宜意見を述べております。また、監査役会6回中6回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外役員が親会社またはその子会社から役員として受け取った報酬等はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」(2014年4月10日公益社団法人日本監査役協会)を踏まえ、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要資料を入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの整備の状況およびリスク管理体制の整備状況

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令・定款および社内規程の遵守の徹底を図る。
 - ② 管理部門は、コンプライアンス（法令遵守）の取り組みを横断的に統括し、その結果を取締役会および監査役に報告する。
 - ③ 社内のコンプライアンス（法令遵守）上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
 - ④ 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その内容の適法性や健全性を確保するため、内部監査部門による監査を継続的に行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理する。
 - ② 取締役および監査役は、これらの情報を保存・管理および保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」の定めるところにより、当社の様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかにリスク管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
 - ② 前項に基づくリスク管理体制を統括的に管理するためにリスク管理担当部門が、リスク対策実施状況の点検を行い、その有効性を確保する。
 - ③ 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスクおよびその他の選定されたリスクは、あらかじめ決められた管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果をリスク管理担当部門に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画および年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にし、達成度の評価・計画の見直しを定期的に行う。
 - ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、日々変化する経営環境に迅速に対応するため、経営会議を原則毎月1回定期的に開催し、業務運営上の課題や問題点を客観的に分析、把握するとともに、常に的確な方向性を確立するものとする。
 - ③ 迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業績管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。
- (5) 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「ゼンショーグループ憲章」は、当社の全役職員が法令および定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ② 当社は、ゼンショーグループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づく管理を行う。また、グループ会社統括管理部門に対し定期的または、随時整備状況の報告を行う。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告の信頼性を確保することが、信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性を社内全体に徹底する。
 - ② 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。
 - ③ 財務報告に係る内部統制の整備および運用状況については、内部統制評価責任部門が、当社の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する当社の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
 - ② 監査役の補助使用人が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用人は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会に速やかに報告する。
 - ② 前項の当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規則」に準拠して対応する。
 - ③ 内部監査部門は、監査計画、監査結果等の相互開示により監査役との情報の共有化と効率化を図る。
- (9) 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行に必要な費用は、監査役があらかじめ適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために発生した費用についても、当社がこれを負担する。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役職務の執行環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ③ 監査役は必要に応じていつでも、取締役および使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益の提供を行わない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ① 当社は、「ゼンショーグループ憲章」に基づき、企業倫理の浸透を図ると共に、コンプライアンスを実現するため、「コンプライアンス規程」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的行動指針を示す。
 - ② なお、「ゼンショーグループ憲章」ならびに「コンプライアンス規程」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
 - ③ 更に反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員が警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システムおよび内部監査全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングをし、改善を進めております。

また、監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施致しております。

② コンプライアンスおよびリスク管理

当社は「ゼンショーグループ憲章」「コンプライアンス規程」を全従業員に周知徹底させるとともに、会議等でその重要性等について取り上げております。

また、当社は「コンプライアンスホットライン」を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

更に、リスク管理委員会において、当社のリスクを全社的レベルで情報共有するとともにリスクの管理およびその進捗状況等について毎月報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役6名で構成され、社外取締役1名も出席しております。当事業年度において取締役会は18回開催され業務執行状況の監督を行うとともに各議案の審議にあたっては活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役3名で構成されております。当事業年度において監査役会は6回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,504,341	流 動 負 債	3,705,443
現金及び預金	193,348	買掛金	526,932
売掛金	189,212	関係会社短期借入金	1,400,000
商 品	3,128	リース債務	251,741
原材料及び貯蔵品	160,771	未払金	444,289
関係会社短期貸付金	533,955	未払費用	549,224
前払費用	230,910	未払法人税等	208,533
繰延税金資産	87,509	未払消費税等	146,077
1年内回収予定の差入保証金	68,451	前受金	13,143
その他	37,053	預り金	31,769
固 定 資 産	9,326,201	賞与引当金	128,486
有 形 固 定 資 産	6,770,003	その他	5,245
建 物	2,372,784	固 定 負 債	644,958
構 築 物	464,088	リース債務	511,472
機 械 及 び 装 置	3,272	資産除去債務	93,926
器 具 備 品	186,566	その他	39,560
土 地	2,986,997	負 債 合 計	4,350,401
リース資産	752,619	純資産の部	
建設仮勘定	3,675	株 主 資 本	6,481,772
無 形 固 定 資 産	34,887	資 本 金	2,958,080
ソフトウェア	15,515	資 本 剰 余 金	330,768
借 家 権	3,077	資 本 準 備 金	330,768
その他	16,294	利 益 剰 余 金	3,237,511
投 資 其 他 の 資 産	2,521,310	利 益 準 備 金	57,738
投資有価証券	89,200	その他利益剰余金	3,179,773
長期前払費用	46,709	繰越利益剰余金	3,179,773
敷 金	1,848,541	自 己 株 式	△44,587
差入保証金	413,986	評価・換算差額等	△1,631
繰延税金資産	118,866	その他有価証券評価差額金	△1,631
その他	4,006	純 資 産 合 計	6,480,141
資 産 合 計	10,830,543	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,830,543

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,377,185
売 上 原 価		5,464,274
売 上 総 利 益		12,912,910
販売費及び一般管理費		11,952,437
営 業 利 益		960,473
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,011	
貸 貸 収 入	139,259	
そ の 他	3,423	150,693
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,561	
貸 貸 収 入 原 価	71,795	
そ の 他	10,936	109,294
経 常 利 益		1,001,872
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	240	
受 取 補 償 金	1,000	1,240
特 別 損 失		
減 損 損 失	7,691	
固 定 資 産 除 却 損	49,076	
メ ニ ュ ー 廃 棄 損	16,853	73,621
税 引 前 当 期 純 利 益		929,491
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		369,165
法 人 税 等 調 整 額		36,098
当 期 純 利 益		524,227

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2017年4月1日残高	2,958,080	330,768	43,303	43	2,814,283	2,857,630
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△144,346	△144,346
固定資産圧縮積立金の取崩				△43	43	—
剰余金の配当による 利益準備金積立			14,434		△14,434	—
当期純利益					524,227	524,227
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額						—
当事業年度中の変動額合計	—	—	14,434	△43	365,489	379,881
2018年3月31日残高	2,958,080	330,768	57,738	—	3,179,773	3,237,511

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2017年4月1日残高	△44,587	6,101,891	△2,578	6,099,312
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△144,346		△144,346
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当による 利益準備金積立		—		—
当期純利益		524,227		524,227
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額		—	947	947
当事業年度中の変動額合計	—	379,881	947	380,828
2018年3月31日残高	△44,587	6,481,772	△1,631	6,480,141

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、取得価額100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金 ……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 ……税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		8,692,295千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
	債権	500,946千円
	債務	578,894千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	仕入高	5,455,745千円
	その他	419,934千円
営業取引以外の取引		27,901千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	16,114,000	—	—	16,114,000

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	75,552	—	—	75,552

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年6月15日 定時株主総会	普通株式	64,153千円	利益剰余金	4.0円	2017年3月31日	2017年6月16日
2017年11月6日 取締役会	普通株式	80,192千円	利益剰余金	5.0円	2017年9月30日	2017年12月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月14日 定時株主総会	普通株式	80,192千円	利益剰余金	5.0円	2018年3月31日	2018年6月15日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20,436千円
賞与引当金	39,342千円
前払退職金	17,664千円
未払社会保険料	7,795千円
固定資産減損損失	155,377千円
資産除去債務	28,760千円
転貸損失	3,904千円
その他	7,820千円
繰延税金資産小計	281,102千円
評価性引当額	△67,171千円
繰延税金資産合計	213,930千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,274千円
その他有価証券評価差額金	719千円
繰延税金負債合計	△7,554千円
繰延税金資産の純額	206,375千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余資は主に株式会社ゼンショーホールディングスが提供するキャッシュ・マネジメント・システムにより運用、また、短期的な運転資金を銀行借入等（上記キャッシュ・マネジメント・システム）により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびリスク

売掛金は、主にクレジット会社に対するものであり、相手先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、支払家賃との相殺により回収しますが、店舗物件のオーナーの信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金およびリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等のリスク）の管理

売掛金について、取引相手ごとに期日および残高を管理しております。

建設協力金は、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、株式会社ゼンショーホールディングスが提供するキャッシュ・マネジメント・システムに参加することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	193,348	193,348	—
(2) 売掛金	189,212	189,212	—
(3) 関係会社短期貸付金	533,955	533,955	—
(4) 差入保証金 (1年内回収予定を含む)	482,437	542,522	60,085
(5) 投資有価証券	63,171	63,171	—
(6) 買掛金	526,932	526,932	—
(7) 関係会社短期借入金	1,400,000	1,400,000	—
(8) 未払法人税等	208,533	208,533	—
(9) リース債務	763,213	732,534	△30,678

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金 (1年内回収予定を含む)

これらの時価は将来キャッシュ・フローの合計額を期末日間近の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。

(6) 買掛金 (7) 関係会社短期借入金 (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務

これらの時価は元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	26,028
敷金	1,848,541

非上場株式については、市場価値がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金については、市場価値がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社は、広島県その他の地域において、賃貸用の店舗（土地を含む）を有しております。2018年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は58,401千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
2,816,956	△10,264	2,806,692	2,015,938

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主として相続税評価額を参考に自社で調整計算した金額であります。

関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ゼンショーホールディングス	64.54%	原材料の仕入 資金の借入 資金の貸付 資金の貸付 役員の兼務	原材料仕入	5,455,745	買掛金	525,606
				資金の借入	—	関係会社 短期借入金	1,400,000
				利息の支払	15,885		
				資金の貸付	—	関係会社 短期貸付金	533,955
				利息の受取	27		
				敷金の支払	53,500	敷金	156,300
建設協力金の支払	143,863	1年内回収予定の差入保証金 差入保証金	13,500 290,676				

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針
- ①原材料仕入については、親会社との交渉により、仕入価格を決定しております。
- ②資金の借入および資金の貸付は、株式会社ゼンショーホールディングスがグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムおよび極度融資契約によるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
- ③敷金は、土地等の賃借のために預託しております。
- ④建設協力金は、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	404円04銭
1 株当たり当期純利益	32円69銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社ジョリーパスタ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 鶴飼千恵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジョリーパスタの2017年4月1日から2018年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

株式会社 ジョリーパスタ 監査役会

常勤監査役 松 隈 秀 光 ㊞

社外監査役 秋 山 豊 宏 ㊞

社外監査役 渡 邊 豊 ㊞

社外監査役 秋 永 信 喜 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき5円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めると年間の配当金は1株につき10円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は80,192,240円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月15日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

当社の取締役は、飯田望氏が2017年11月22日付、小川賢太郎氏が2018年3月16日付で辞任し、他の6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1 (再任)	たなべ こうき 田邊 公己 (1976年3月31日)	1998年3月 ㈱ゼンショー（現㈱ゼンショーホールディングス）入社 2001年9月 同社 営業部 京阪BRブロックマネジャー 2002年6月 同社 すき家事業部 教育課マネジャー 2006年7月 同社 すき家事業本部 東京中央DSディストリクトマネジャー 2009年4月 同社 経営企画室ゼネラルマネジャー 2010年2月 ㈱はま寿司 出向 営業部ゼネラルマネジャー 2014年6月 同社 取締役 2016年9月 同社 取締役 商品部ゼネラルマネジャー 2017年5月 ㈱善祥カフェ オリーブの丘カンパニー 社長執行役員 2017年8月 ㈱オリーブの丘 代表取締役 2017年9月 当社 入社 社長執行役員 2017年11月 当社 代表取締役社長（現任）	一株
2 (再任)	おがわ かずまさ 小川 一政 (1977年4月17日)	2001年4月 日商エレクトロニクス㈱ 入社 2006年5月 ㈱ゼンショー（現㈱ゼンショーホールディングス）入社 関連企業室マネジャー 2008年6月 同社 グループ経営企画室ゼネラルマネジャー（海外担当） 2013年1月 ㈱ゼンショーホールディングス 取締役 グローバル事業推進本部長 2014年6月 同社 常務取締役グローバル事業推進本部長（現任） 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ゼンショーホールディングス 常務取締役 ㈱コスジヤパン 取締役	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3 (再任)	つづみ しゅう いち 堤 秀 一 (1965年11月12日)	1984年3月 当社 入社 2009年3月 当社 製造部課長 2010年10月 当社 関西営業部長 2012年6月 当社 西日本営業部長 2014年6月 当社 執行役員 西日本営業部長 2016年6月 当社 取締役 東日本営業部長 2017年4月 当社 代表取締役 2017年6月 当社 取締役 東日本営業部長 (現任)	600株
4 (新任)	うお はし たい ぞう 魚 橋 泰 造 (1966年11月3日)	1989年4月 当社 入社 2002年4月 当社 関西4エリアマネジャー 2007年4月 当社 西日本営業部長 2007年6月 当社 関西営業部長 2010年7月 当社 営業企画部長 2016年3月 当社 執行役員 営業企画部長 (現任)	2,000株
5 (再任)	はま だ やす ゆき 濱 田 康 行 (1978年7月11日)	2001年4月 (株)ゼンショー (現(株)ゼンショーホールディングス) 入社 2010年4月 同社 FD室ゼネラルマネジャー 2013年6月 同社 グループ購買部ゼネラルマネジャー 2013年8月 (株)グローバルテーパーブルサプライ 取締役 (現任) 2014年6月 当社 取締役 (現任) 2016年12月 (株)ゼンショーホールディングス グローバルRPP部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)グローバルテーパーブルサプライ 取締役	一株
6 (再任)	の の がき よし こ 野々垣 好 子 (1957年7月31日)	1980年4月 ソニー(株) 入社 1992年9月 ソニーポーランド 代表取締役社長 1994年7月 ソニー(株) 記録メディア&エナジー事業本部 販社統括部長 1999年4月 同社 パーソナルITネットワーク事業本部 企画マーケティング統括部長 2006年4月 同社 ビジネス&プロフェッショナル事業本部 事業企画統括部長 2009年4月 同社 ビジネス&プロフェッショナル事業本部 企画マーケティング部門長 2013年4月 同社 人事本部 グローバルダイバーシティダイレクター 2015年6月 当社 取締役 (現任)	一株

- (注) 1. ㈱ゼンショーホールディングスは当社の親会社で、当社との間で原材料仕入等の取引関係があり、当社の特定関係事業者であります。
2. ㈱ココスジャパン、㈱はま寿司、㈱グローバルテーブルサプライは、㈱ゼンショーホールディングスの子会社であります。
3. ㈱善祥カフェ、㈱オリーブの丘は、㈱ゼンショーホールディングスの孫会社であります。
4. 取締役候補者6名と当社の間には特別の利害関係はありません。
5. 野々垣好子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 同氏を社外取締役候補者とした理由は、ソニー㈱でのマーケティング分野における豊富な経験と見識を、当社のブランド力向上に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は野々垣好子氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. なお、当社は野々垣好子氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー30階 ダイアモンド30

車でのアクセス

- ・羽田空港から20分。
- ・東京シティエアターミナル（箱崎）から20分。
- ・東京駅から20分。
- ・JR線、モノレールの浜松町から10分。
- ・銀座から15分。

電車でのアクセス

- ・新幹線、JR線、京浜急行の品川駅前（高輪口）。



※品川プリンスホテルは、品川駅から徒歩2分とアクセスが大変便利です。
 ※駐車場には限りがございますので、電車・バスをご利用下さい。
 ※時間によりウイング高輪は通行できない場合がございますのでご了承下さい。